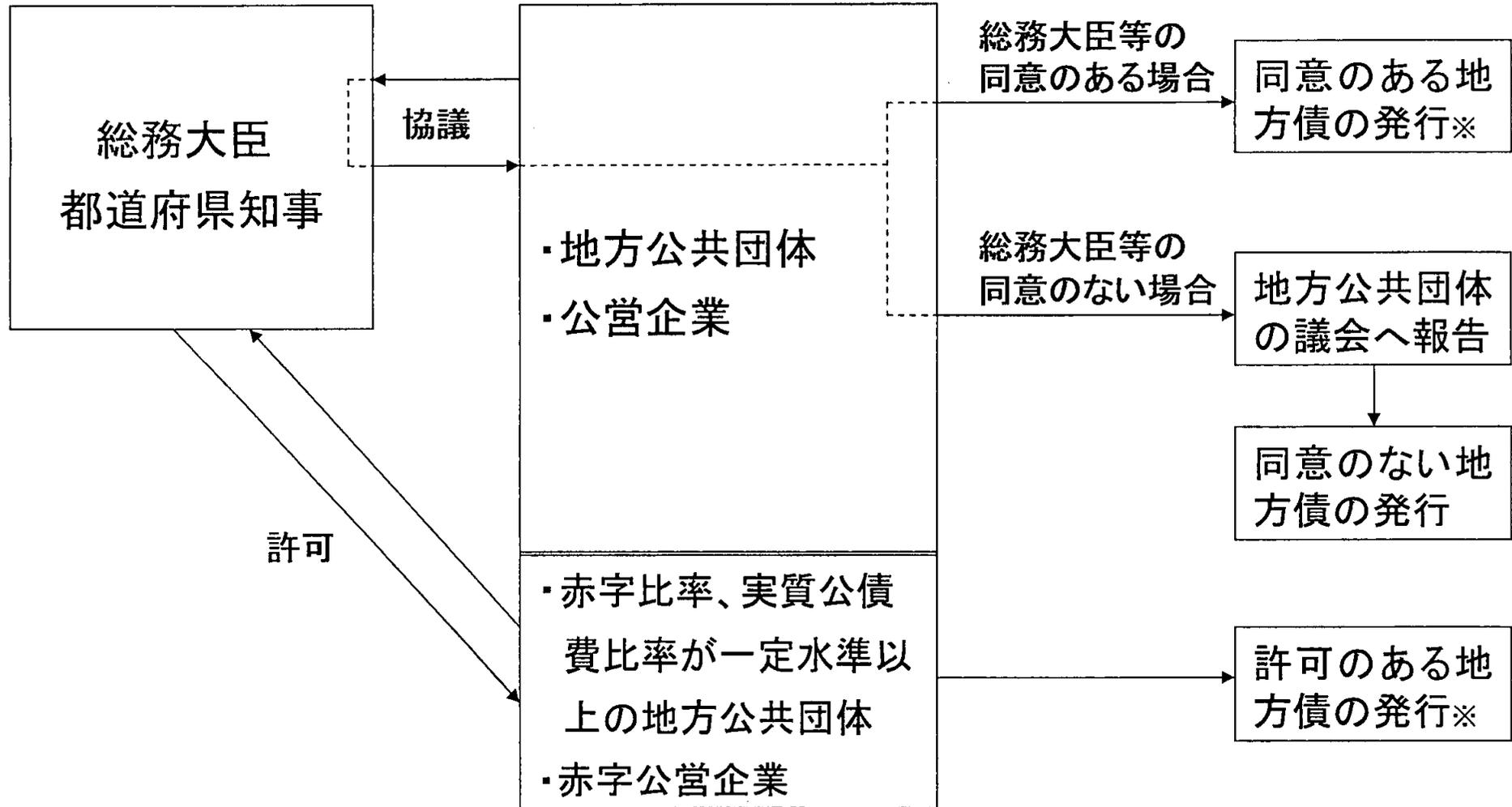


地方債協議制度の概要について

地方債協議制度のしくみ



※総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

地方債協議制度における早期是正措置

趣旨

新しい地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講ずる。

早期是正措置

次の各指標が一定の水準を超える場合は、赤字・公債費負担の適正化のための計画（各指標の数値改善のための歳出削減、歳入確保等の計画）を策定、総務大臣等はこれを踏まえて許可

赤字比率（普通会計）	実質公債費比率 （普通会計）	赤字比率（公営企業）
○標準財政規模に応じ、 2.5～10%以上の赤字 （例） ・県、政令市、標財規模500億円 以上の市：2.5%	○18%以上	○10%以上 ※赤字比率は、事業ごとに判定